

予 算 決 算 委 員 会 記 録

令和6年12月24日（火曜日）

午前11時30分開議

場所：第1委員会室

1. 本日の会議に付した案件

1. 令和6年第5回玉名市議会定例会付託案件
議第125号 令和6年度玉名市一般会計補
正予算（第6号）

2. 出席委員（20名）

委 員 長	近 松 恵美子 さん
副 委 員 長	松 本 憲 二 君
委 員	大 野 豊 重 君
委 員	中 村 慎 吾 君
委 員	浜 田 繁次郎 君
委 員	田 浦 敏 晴 君
委 員	山 下 桂 造 君
委 員	立 川 信 之 君
委 員	坂 本 公 司 君
委 員	吉 田 真樹子 さん
委 員	一 瀬 重 隆 君
委 員	北 本 将 幸 君
委 員	多田隈 啓 二 君
委 員	徳 村 登志郎 君
委 員	西 川 裕 文 君
委 員	江 田 計 司 君
委 員	前 田 正 治 君
委 員	作 本 幸 男 君
委 員	森 川 和 博 君
委 員	中 尾 嘉 男 君

3. 欠席委員（なし）

4. 欠 員（2名）

5. 事務局職員出席者

事務局次長 松 野 和 博 君

6. 説明のため出席した者

総 務 部 長 吉 田 勇 人 君
健康福祉部長 中 川 由 美 さん
財 政 課 長 木 村 隆 宏 君
くらしサポート課長 平 田 光 紀 君
その他関係職員

午前11時30分 開会

-----○-----

○委員長（近松恵美子さん） おはようございま
す。

委員会を始める前に、委員各位並びに執行部におかれましては、インターネット配信をしておりますので、個人情報等の発言には十分御注意願います。

審査に当たっての発言の際には、必ず挙手をされ、指名いたしますので、委員におかれましてはマイクスタンドのボタンを押して氏名を述べられてから、執行部におかれましてはワイヤレスマイクのスイッチを入れ、所属と氏名を述べられてから御発言ください。

審査の順序・方法については、別紙の議案審査進行表に従い、補足説明、質疑・委員間討議を行ない、その後、討論・採決の順序で行ないます。

なお、配付しております予算資料を基に行ないますが、補足が必要な場合は補足説明をお願いいたします。ただし、予算書等の内容は、全て審査の対象であることを申し添えます。

また、委員が質疑される際には、予算資料ページ及びナンバーをお伝えください。

では、ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

本日予算決算委員会に付託されております案件は、議案1件でございます。

それでは、議第125号令和6年度玉名市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部からの補足説明はございますか。

○健康福祉部長（中川由美さん） 健康福祉部長の中川です。

議第125号につきましては、補足説明はございません。

○委員長（近松恵美子さん） では、補足説明なしということですので、これより質疑及び委員間討議に入ります。

質疑及び委員間討議はありますか。

○委員（多田隈啓二君） 今、補足説明なかったんですけど、住民非課税世帯の8,500世帯の積算の根拠と、今後これを、3万円配布するに当たり、周知方法、時期と手続方法についてお伺いしたいと思います。

○くらしサポート課長（平田光紀君） くらしサポート課、平田です。

まず、非課税世帯8,500名の根拠といいますか、これ、直近の数字から、プラスちょっと上乗せしたところで、どうしても令和6年中の転入者とかもおられますものですから、上乗せしたところで計上しております。

あと、周知方法ですがけれども、2月の広報にはちょっと間に合わないものですから、まずもってホームページでは周知いたします。その後、今回の給付金もう対象者が決まっていますので、随時、例えば3月に入ってまだ申請がなされていないという数字が多く出た場合はですね、また追加の周知を考えていきたいと思います。

〔「支給の時期」と呼ぶ者あり〕

○くらしサポート課長（平田光紀君） 支給の時期につきましては、この議案が通りました後、システム会社との協議で決まっていくものですけれども、1月下旬には申請の文書をお知らせを送付、2月中旬には振込できるように協議してまいりたいと思っております。

〔「方法は」と呼ぶ者あり〕

○くらしサポート課長（平田光紀君） 方法はですね、前回、定額減税調整給付金の前に、令和6

年度に新たな低所得者となられた方、これは今年の6月から給付をいたしましたけれども、その方に対してはプッシュ型で支給を考えております。

それ以外の方にはですね、口座情報等の変更等も考えられますものですから、確認書をお送りして、その確認書を返送してもらう、もしくはLINE申請で申請してもらうというところを想定しております。以上です。

○委員（多田隈啓二君） 多田隈です。

分かりました。誰というのはこちらで把握できるんで、やっぱり申請がない人の対応はしっかりプッシュ型でしていただくことをお願いしたいと思います。

はい、大丈夫です。

○委員長（近松恵美子さん） ほかにございますか。

○委員（大野豊重君） 大野ですけれども、今の多田隈委員の質問に関連して、先ほどの課長からの答弁ではプッシュ型及び申請があると。プッシュ型についてはもう既にデータを持っている分についてはプッシュをするということなんですが、その割合はどれぐらいなんですか。

○くらしサポート課長（平田光紀君） くらしサポート課、平田です。

8,500世帯中、これはまだ想定ですがけれども、プッシュ型につきましては500から600世帯、確認書をお送りするところは7,000を超える世帯数で考えております。

○委員（大野豊重君） 大野ですけれども、何かぱっと聞いたときに、何か逆なのかなと思ってたんですけど、5,600がプッシュということは、何か結構、申請が必要であれば漏れが出てきそうな感じがするんですけども、それ、やっぱり難しいんですか、プッシュでやるというのは。これまでの情報から。

○くらしサポート課長（平田光紀君） くらしサポート課、平田です。

これまで何度か給付金を支給して、同じ方が支

給されてることも当然あります。その中で、その都度、振り込む口座を変更されたりとかですね、諸事情により変更されたりであったりとか、そういったことが往々にして起きてますので、やはり確認が必要かなというところで、このような方法を取ることにしております。

○委員（大野豊重君） 大野ですけど、最後になりますけれども、似たようなこれまでの交付金というか、支援金あったと思うんですけども、事業として。その中で、本来支給すべきものが100だとしたら、申請漏れというのはこれまでどれぐらいの割合だったのか分かりますか。

○くらしサポート課長補佐（平川善裕君） くらしサポート課の平川です。

申請漏れといいますのは、この8,500世帯の中には、対象となる非課税世帯のほかにですね、税情報のない方のいらっしゃる世帯、要は申告をしてらっしゃらないとか、申告をした結果この対象になる可能性のある世帯というのも含まれていますので、明確に対象世帯というのが最初、分母を把握するのができませんので、なかなか漏れがどれだけというのは、把握は難しい状態でございます。以上です。

○委員（大野豊重君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（近松恵美子さん） ほかにございませんか。

○委員（前田正治君） 前田です。

今の申請漏れについてですね。これ、見よくと、まず通知文と申請書を送ると。その申請書というのは、今の話だと確認書ということですかね。その確認書が今度は、対象者でも確認書が届かない人に対してはどういった対応をされるとですかね。

○くらしサポート課長補佐（平川善裕君） くらしサポート課、平川です。

届かないと言いますと、なかなかちょっと想定はしてないんですけども、これ、送付は対象世帯の世帯主の住民登録のある住所にお送りをいた

します。

中には、やはり「あて所に尋ねあたりません」ということで返送される分もありますけれども、その中で連絡先がそのほかに把握ができるような場合があれば、別途連絡いたしますけれども、届かない場合というのは想定はしておりません。以上です。

○委員（前田正治君） 前田です。

やっぱし、これまでも何度か給付金を出したというのがあったですよ。給付漏れをなくすというのが前提って思うんですけど、なくすための手だてをいろんなことで考えていかんと。総務省も給付漏れば少なくせれて、それはどこが一番のポイントかという、やっぱ行政側の事務手続上が一番ポイントなんですよというようなことば言いよつとですよ。

やけん、給付漏れをなくすためのいろんな手だてを考えていってほしいと思います。これはプッシュ型も含まれとるけん、本人からの申請がなかと手続上は出されんごとなつととですかね。どがんですか。

○くらしサポート課長（平田光紀君） くらしサポート課、平田です。

プッシュ型につきましては、本人の「今回給付金要らない」とか、そういった申出がない限りは振込を行ないます。

確認書につきましては、以前の情報は紙に書いてありますので、文書のほうにもう印字してありますので、それを確認と。これはもう毎回必要な作業になってまいりますので、その点はどうしても必要になってくると。できるだけ対象者の方にも簡便な方法で確認を行ないたいと思っております。

○委員（前田正治君） 前田です。

これは、例えば年金で、本人は年金所得がもう非課税ぐらいの所得しかないというような人でも、家族の扶養家族に入っとつときには給付金はどがんだったですかね。

○くらしサポート課長補佐（平川善裕君）　くらしサポート課、平川です。

今回、国のガイドラインといたしましては、住民税の課税者の扶養にですね、その世帯員全員が被扶養者である場合には対象ではないということになっております。以上です。

○委員（前田正治君）　ですから、家族が５人おって、年金生活者がその中の１人で、年金所得がないような人はくつとですかね。

○くらしサポート課長補佐（平川善裕君）　くらしサポート課、平川です。

世帯の中に課税をされてる方が１人でもいらっしゃれば、対象ではございません。以上です。

○委員（前田正治君）　給付漏れをなくすために、これは、その期間はいつまでですかね。１２月いっぱいまでですかね。

○くらしサポート課長補佐（平川善裕君）　先ほど平田の答弁にもありましたけれども、今後、この議会で議決を得ました後、システム会社のほうとなるべくできるだけ早い時期にシステムの稼働ができるように協議をしまいたします。

その時期次第になるんですけれども、今のところ３月いっぱいの受付期間、３月いっぱい締め切ろうと考えておりますけれども、仮にシステムがどうしてももっと遅くなるということであれば、繰越しということも考えていかなければいけないのかなと考えております。以上です。

○委員（前田正治君）　前田です。分かりました。最大限、給付漏れっていうのをないようにお願いします。

以上です。

○委員長（近松恵美子さん）　ほかにはございませんか。

○委員（吉田真樹子さん）　吉田です。

ホームページについて言われましたけど、LINEでもお知らせはされるのでしょうか。

○くらしサポート課長（平田光紀君）　くらしサポート課、平田です。

ホームページでは当然、皆さん見れる状態になりますけれども、LINEでの周知といいますのが、今回対象者が決まっておりますので、その中にはLINEを使われてる方、使われてない方いらっしゃると思います。

ですので、混乱を防ぐために、LINEでの周知というのは、最初の周知というのは今のところ考えておりません。

○委員（吉田真樹子さん）　吉田です。

ホームページは見に行かないと見れないけんが、そういう非課税世帯の方たちっていうのは、そういうことを何かな、ホームページを開いて何か情報を見ようっていう、頭にもなっていない人たちがまだまだたくさんいらっしゃると思うし、いろんな周知がLINEでされてる、関係ない人にも、そういうことで混乱が起きるって言われるけど、LINEのほうが、何か、お伝えするのにはとても、周知するにはいいのかなと思ってちょっとお尋ねしたところでした。

送られてきてもそれを見逃してしまうという方も過去いらっしゃったんで、それで時期が過ぎて、もう何か諦めるしかなかったっていう方がいらっしゃったからですね。やっぱりそういう、きちんと漏れがないようにお願いしたいところです。

以上です。

○委員長（近松恵美子さん）　よろしいですか。

ほかにはございませんか。

○委員（前田正治君）　前田です。

言い忘れてましたけど、やっぱり住民税、対象者がですね、対象になるところが住民税非課税世帯ってということと、住民税非課税の人ってところの、そこら辺の、何というかな、認識がぼうつとしとると、「あら、あの人には来て私には来ん」というのは大体毎年あつとですよ。

ですから、その辺の徹底と申請漏れをできるだけなくすような努力をひとつよろしくをお願いします。

○委員長（近松恵美子さん）　では、もうよろし

いですか。

○委員（大野豊重君） すいません、大野ですけれども、先ほど、遅くなれば3月中の申請と給付ということだったんですが、3月を過ぎた場合、対象者が4月、5月に「あ、忘れとった」という、その場合はどうなりますか。年度またぐんですけれど。

○くらしサポート課長（平田光紀君） くらしサポート課、平田です。

まずもって、年度をまたぐかどうかにつきましては、いわゆる繰越しが可能かどうかということになるかと思えますけれども、国のほうからまだ、そこら辺の情報がまだ一切来ておりません。ですので、当然、この事業、全国で行なわれると思えますけれども、この事業が事業期間がとてもタイトで、当然、不利益を被る方がいらっしゃるということであれば、繰越しという話も出てこようと思いますので、そういった場合は当然、申請期間を延ばすとかですね、そういった対応は必要かと考えております。

○委員（大野豊重君） であれば、結局、国事業で今の状況は分かるんですけれども、そこが結局、自治体単位で、処理能力によって1月にできたり2月にできたり3月にできたりする差があるわけじゃないですか。それが国事業だから、その繰越しができるかどうか分からないということであれば、やはりそこは努力の差が出てくるので、極力お願いしたいというのが1点と、あと、封筒で通知文出されますよね。その封筒に、何か一般的な玉名市どうのじゃなくて、何か赤文字で期限を大きく載せるとか、何かちょっと工夫をお願いしたいと思いますので、要望として、最後、お願いしておきます。

以上です。

○財政課長（木村隆宏君） 財政課長の木村でございます。

給付につきましては、今、くらしサポート課のほうから話がありましたように、2月中旬を目指

してということで準備を進めるところではございますけれども、何分システム改修があつてございますので、かなり今、厳しいところではあります。ですので、もしかするとスケジュールは遅くなる可能性もございます。

予算につきましては、できる限り年度内での完結という形で努力するところでございますけれども、これらの状況次第では、3月議会で繰越明許費の設定を行ないまして、繰越しができるようにということとは想定はいたしてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（近松恵美子さん） では、もうよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（近松恵美子さん） これより討論に入ります。

議第125号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

議第125号令和6年度玉名市一般会計補正予算（第6号）については、全員一致をもって可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（近松恵美子さん） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、予算決算委員会に付託されています案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算決算委員会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時50分 閉会

玉名市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

予算決算委員会委員長 近 松 恵美子

玉名市議会委員会記録
予算決算委員会

令和6年12月24日招集

発行人 予算決算委員長 近 松 恵美子

編集人 玉名市議会事務局長 糸 永 安 利

作 成 株式会社アクセス

電 話(096)372-1010

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163 番地

電 話(0968)75-1155